

新潟県条例第9号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1) (略)					(1) (略)				
(2) 県民生活・環境部関係					(2) 県民生活・環境部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額		対象となる 事務	名称	区 分	金 額
1 か ら 6 ま で	削除				1	武器等製造法（昭和28年法律第145号）第17条第1項の規定に基づく猟銃等の製造の事業の許可又は承認の申請に対する審査	猟銃等製造事業許可等申請手数料		1件につき 85,000円
					2	武器等製造法第19条第1項の規定に基づく猟銃等の販売の事業の許可又は承認の申請に対する審査	猟銃等販売事業許可等申請手数料		1件につき 73,000円
					3	武器等製造法第20条において準用する同法第8条第1項の規定に基づく製造をする猟銃等の種類の変更の許可又は承認の申請に対する審査	猟銃等製造種類変更許可等申請手数料		1件につき 36,000円
					4	武器等製造法第20条に	猟銃等販		1件につき 25,000円

					において準用する同法第8条第1項の規定に基づく販売する猟銃等の種類の変更の許可又は承認の申請に対する審査	売種類変更許可等申請手数料			
					5	武器等製造法第20条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく工場又は事業場の移転の許可又は承認の申請に対する審査	猟銃等製造工場事業場移転許可等申請手数料	1件につき 78,000円	
					6	武器等製造法第20条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく店舗の移転の許可又は承認の申請に対する審査	猟銃等販売店舗移転許可等申請手数料	1件につき 61,000円	
7	温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査	温泉土地掘削許可申請手数料		1件につき <u>130,100円</u>	7	温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査	温泉土地掘削許可申請手数料	1件につき <u>130,000円</u>	
(略)				(略)					
10	温泉法第11条第1項の規定に基づく湧出路の増掘の許可の申請に	温泉湧出路増掘許可申請手		1件につき <u>120,100円</u>	10	温泉法第11条第1項の規定に基づく湧出路の増掘の許可の申請に	温泉湧出路増掘許可申請	1件につき <u>120,000円</u>	

	する審査	手数料	
11	温泉法第11条第1項の規定に基づく動力の装置の許可の申請に対する審査	温泉動力装置許可申請手数料	1件につき <u>110,100円</u>
12	温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく湧出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	温泉の湧出路増掘又は動力装置の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	(略)
13	温泉法第11条第2項において準用する第7条の2第1項の規定に基づく湧出路の増掘のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	温泉湧出路増掘のための施設等変更許可申請手数料	(略)
(略)			
153	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第9条	第1種フロン類回収業者登録申請手数料	1件につき <u>5,010円</u>

	対する審査	手数料	
11	温泉法第11条第1項の規定に基づく動力の装置の許可の申請に対する審査	温泉動力装置許可申請手数料	1件につき <u>110,000円</u>
12	温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく湧出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	温泉の湧出路増掘又は動力装置の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	(略)
13	温泉法第11条第2項において準用する第7条の2第1項の規定に基づく湧出路の増掘のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	温泉湧出路増掘のための施設等変更許可申請手数料	(略)
(略)			
153	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第9条	第1種フロン類回収業者登録申請手数料	1件につき <u>5,000円</u>

	第1項の規定に基づく第1種フロン類回収業者の登録の申請に対する審査			
15の4	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第12条第1項の規定に基づく第1種フロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第1種フロン類回収業者登録更新申請手数料		1件につき <u>5,010円</u>
(略)				
15の7	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	狩猟免許更新申請手数料		1件につき <u>2,900円</u>
(略)				

(2)の2 防災局関係

	対象となる事務	名称	区分	金額
1	武器等製造法(昭和28年法律第145号)第17条第1項の規定に基づく猟銃等の製造の事業の許可又は承認の申請に対する審査	猟銃等製造事業許可等申請手数料		1件につき 85,000円
2	武器等製造法第19条第	猟銃等販		1件につき 73,000円

	第1項の規定に基づく第1種フロン類回収業者の登録の申請に対する審査			
15の4	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第12条第1項の規定に基づく第1種フロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第1種フロン類回収業者登録更新申請手数料		1件につき <u>5,000円</u>
(略)				
15の7	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	狩猟免許更新申請手数料		1件につき <u>2,800円</u>
(略)				

	1項の規定に基づく猟銃等の販売の事業の許可又は承認の申請に対する審査	売事業許可等申請手数料		
3	武器等製造法第20条において準用する同法第8条第1項の規定に基づく製造をする猟銃等の種類の変更の許可又は承認の申請に対する審査	猟銃等製造種類変更許可等申請手数料		1件につき 36,000円
4	武器等製造法第20条において準用する同法第8条第1項の規定に基づく販売する猟銃等の種類の変更の許可又は承認の申請に対する審査	猟銃等販売種類変更許可等申請手数料		1件につき 25,000円
5	武器等製造法第20条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく工場又は事業場の移転の許可又は承認の申請に対する審査	猟銃等製造工場事業場移転許可等申請手数料		1件につき 78,000円
6	武器等製造法第20条において準用する同法第12条第1項	猟銃等販売店舗移転許		1件につき 61,000円

の規定に基づく店舗の移転の許可又は承認の申請に対する審査	可等申請手数料		
------------------------------	---------	--	--

(3)・(4) (略)

(5) 農林水産部関係

	対象となる事務	名称	区 分	金 額
(略)				
8	家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務	牛受精卵移植手数料	(1) 過剰排卵処置	1件につき <u>10,200円</u>
			(2) 受精卵の採取	1件につき <u>11,200円</u>
			(略)	

(略)

15	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）	家畜検査手数料	(略)	
			(4) 蜜蜂の腐そ病検査	(略)
			(9) 牛の伝達性海綿状脳症検査ア (略) イ 検査した死亡牛の焼却をする場合	(略) <u>33,100円</u>
			(略)	

(略)

19	養蜂振興法（昭和30年法律第180号）第4条第1項の規	転飼許可申請手数料		1場所につき、150円に蜂群数を乗じて得た額（その額
----	-----------------------------	-----------	--	----------------------------

(3)・(4) (略)

(5) 農林水産部関係

	対象となる事務	名称	区 分	金 額
(略)				
8	家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務	牛受精卵移植手数料	(1) 過剰排卵処置	1件につき <u>10,000円</u>
			(2) 受精卵の採取	1件につき <u>11,000円</u>
			(略)	

(略)

15	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）	家畜検査手数料	(略)	
			(4) みつばちの腐そ病検査	(略)
			(9) 牛の伝達性海綿状脳症検査ア (略) イ 検査した死亡牛の焼却をする場合	(略) <u>32,500円</u>
			(略)	

(略)

19	養ほう振興法（昭和30年法律第180号）第4条第1項の規	転飼許可申請手数料		1場所につき、150円にほう群数を乗じて得た額（その額
----	------------------------------	-----------	--	-----------------------------

		料	<p>舶の検査を行うとき。</p> <p>(2) 総トン数の変更に係る場合において知事が船舶の検査を行わないとき。</p> <p>(3) その他の場合</p>	<p>1隻につき 4,300円</p> <p>1隻につき 4,300円</p>
54	旧船籍令第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づく船籍票の書換え	船籍票書換え手数料		1隻につき 4,300円
55	旧船籍令第5条第4項の規定に基づく船籍票の交付	船籍港変更後の船籍票交付手数料		1隻につき 4,300円
56	旧船籍令第7条の規定に基づく船籍票の再交付	船籍票再交付手数料		1隻につき 4,300円
57	旧船籍令第7条の2第1項の規定に基づく船籍票の検認	船籍票検認手数料		1隻につき 13,000円
58	旧船籍令第8条の3の規定に基づく船籍簿の謄本又は抄本の交付	船籍簿の謄本又は抄本の交付手		用紙1枚につき 1,000円

(略)				
(6) 土木部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)				
35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 建築をしようとする住宅が一戸建てである場合	1件につき7,600円（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合においては、次に掲げる額を合算した額（以下「建築確認等手数料額」という。）に7,600円を加えた額） (1) (略) (2) 申請に係る計画に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項の構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては、新潟県建築基準条例第23条第3項に定める手数料の額に <u>100分の108</u> を乗

数料				
(略)				
(6) 土木部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)				
35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 建築をしようとする住宅が一戸建てである場合	1件につき7,600円（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合においては、次に掲げる額を合算した額（以下「建築確認等手数料額」という。）に7,600円を加えた額） (1) (略) (2) 申請に係る計画に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項の構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては、新潟県建築基準条例第23条第3項に定める手数料の額に <u>100分の105</u> を乗

			じて得た 額 (3) (略)				じて得た 額 (3) (略)
(略)			(略)	(略)			(略)
(7)～(9) (略)				(7)～(9) (略)			

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。